

ID: 238

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	受給資格の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定疾病療養補助金支給条例 第5条第1項		
例 規 番 号	昭和54年条例第4号		
【根拠条文】 (認定の申請) 第5条 療養補助金の支給を受けようとするときは、第3条に定める受給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)が、市長に申請し受給資格の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、受給要件に該当しなくなつた後、当該年度内に再び従前と同じ受給要件に該当するに至つたときは、同項の手続きを省略することができる。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (受給要件) 第3条 療養補助金の支給を受けることができる者は、芦屋市に引続き6か月以上住所を有する特定疾病療養者とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日